

各学校に3部配布しています。
学校用(校長先生・教頭先生)1部、PTA役員用2部



市P連ニュース

平成30年度 No.4(3/4発行)
千葉県PTA連絡協議会



春の訪れを感じる頃となりました。いよいよ平成30年度も残すところあとわずかです。本年度も、会員の皆様には市P連の活動にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、1月26日(土)、東京ベイ幕張ホールを会場に恒例の新年情報交換会を開催しました。各校から学校代表・PTA役員代表の方々約330名に参加していただき、30テーブルに分かれて、「PTA活動の充実のために～今の課題と自校の取組～」というテーマで約1時間の情報交換を行いました。共通の課題である役員の選出やPTAへの理解をどのように得るのかについては、特に貴重な意見交換が繰り広げられたようです。同じ立場であるからこそわかる苦労や喜びを語り合える貴重な時間となりました。

第二部の懇親会では、公務ご多用の中、千葉市長 熊谷 俊人様、千葉市議会議長 小松崎文嘉様、教育長 磯野 和美様にご臨席いただき、終始和やかなムードにて会が進みました。また、各区紹介のコーナーでは、それぞれの区から工夫を凝らしたクイズやパフォーマンスが披露され、会場が大いに盛り上がりました。

本年度、市P連では、活動をもっと「みえる化」しようとして取り組んできました。会場で配布したリーフレットやスクリーンに映した画像では、PTA活動や市P連の事業紹介など、わかりやすくなるように作成しました。

「PTAは、『面倒、大変』ではなく、楽しんでやること。親が背中を見せることが大事。『PTAのPはぱっと、Tはたのしく、Aはあつまろう』をモットーにして活動しよう。」



本年度 市P連役員・常置委員・事務局

任意加入などの情報でマイナスイメージが先行する中ですが、もっと積極的にPTAの役割や意義を伝え、仲間の輪を広げようと考えています。

皆さん、これからも共に頑張っていきましょう。



第4回理事会議事録

平成31年2月6日(水)

14:00～15:30

千葉中央C.C.5F 講習室1

◆ 報 告

◇会務報告(抜粋)

- ・教育委員会(保健体育課)から「給食費の改訂」について(保健体育課より)
- ・千葉市要保護児童対策及びDV防止地域協議会代表者会議(佐々木副会長)

◇各区P連報告

- 《稲毛区》 2/7 役員会予定 2/25 理事会予定
- 《花見川区》 2/2 役員会開催 2/16 理事会予定
- 《若葉区》 12/11 大宮中学校体育館にて研究大会開催「LGBTを取り巻く現状について」
2/8 役員会を予定 2/18 理事会予定
- 《緑区》 2/2 役員会・理事会開催
- 《中央区》 1/12 役員会開催 1/26 理事会開催 区P連だより2月発刊予定
- 《美浜区》 地域行事に参加

- #### ◇各委員会報告
- 《総務委員会》 《事業委員会》 《広報委員会》 新年情報交換会に参加。
・広報紙「市P連ちば74号」3/1配布予定。

◇役員選考委員会報告(河原委員長)

各区選出選考委員6名及び市P連代表委員1名で構成。河原委員(稲毛区)が委員長、岡田委員(花見川区)が副委員長兼記録(書記)に選出された。各区選出の平成30年度役員枠を確認し、今後に向けての日程確認を行った。各区からの役員選出締め切りは4月8日。

◇関東ブロック会長・事務局長会議報告

◇関東ブロック研究大会協力依頼

～各区への運営委員・スタッフ募集のお願い～

1日目の分科会と2日目の全体会に協力していただく運営スタッフの募集人数を掲載した資料を配布し、説明。

第51回日本PTA関東ブロック研究大会 千葉市大会のご協力について

○実行委員 30名(各区から選出、実行委員会で話し合い、企画・運営にあたるメンバー)

○運営委員

①各分科会長のもとで分科会を企画・準備に協力しているメンバー

※分科会長が直接依頼する。(各区で6人程度)→4月末には決定

②全体会運営部に協力し、全体会を準備しているメンバー

※全体会運営部員が直接依頼する。(全体で6人程度)→4月末には決定

○**運営スタッフ** →区P連にお願いするメンバー。運営スタッフ決定後、5月～募集。

当日のみ手伝いに参加する(交通費500円程度、1日目のみ弁当支給予定)

①1日目の分科会当日(一日)参加し、場内or場外の誘導・設営等の手伝い

②2日目の全体会当日(半日)参加し、場内or場外の誘導・設営等の手伝い

※運営委員・スタッフの資格:

来年度PTAに在籍していなくてもH28年度時点で在籍していればOBもOK

◆ 議 事

(1) 新年情報交換会の反省 (担当：星島副会長)

※当日の情報交換のテーブル記録の抜粋を掲載した資料により、第1部では各テーブルとも、有意義な意見交換が行われたようである。役員会・理事会では今後に向けての改善点を確認した。

・各区Pの皆様にお願ひしたPRタイムは、時間通りでした。進行にご協力感謝します。

(2) 次年度年間行事予定について

【次年度の主な事業日程について】

○2019年度定期総会 5/24 市P連バレーボール大会 9/21 新年情報交換会 1/26

・定期総会/安全互助会の午後開催等

これまで、午前：安全互助会、午後：定期総会を開催していたが、次年度は午後1時20分定期総会開始、午後3時半安全互助会総会～終了予定4時として実施予定。

◆ 連 絡

(1) 市P連表彰受賞者推薦依頼及び広報紙コンクール募集要項を配布済。 (事務局)

配布 1/23 (水) →応募締め切り 3/15 (金)

(2) 次回の理事会・選考委員会 4/10(水)と提出物の確認 4/8(月)までに次年度役員候補の提出。

(3) 「市P連ちば 3/1 発行」各校配布について 3/4(月)以降に各区の事務局校まで受領に行く。

◆理事会では今回も各区の情報交換を行いました。

今回の理事会も各区の理事さんとの意見交換が活発に行われ、貴重な情報交換の場となりました。

以下は、「知ろう話そうPTA! 2018(役員研修会)」の意見交換・感想からの抜粋です。
「民主的なPTAのために、こんな工夫をしている」という例がたくさんあがり、リーフレットにも掲載し配布しました。

<PTA活動を共働きでもやれるようにどう工夫しているかについて>

- ・休みが取り易いよう年間のスケジュールを決める。
- ・会議に出られない役員はメール等で情報共有し、回答にも時間的余裕を作る。
- ・PTA室で集まらなくてもできることは家でする。
- ・現体制で、現在にあっていない所は変えていく必要もある。
- ・PTA活動は子どものためともっとアピールした方がよい。その際、仕事内容や構成人数を見直し(スリム化)改善し、誰でもできる環境作りも大事。
- ・PTAの仕事の簡略化を心がけ、レジュメを作成している。

【出席者】 大塚会長、上妻副会長、星島副会長、一条副会長、佐々木副会長、矢嶋会計、江波戸書記、加賀見書記、長澤監事、小西総務委員長、福島事業委員長、前田広報委員長、
花見川区:岡田会長、佐藤理事 稲毛区:河原会長、本吉理事 中央区:山崎会長、神原理事、
若葉区:伊藤会長、矢澤理事 緑区:高嶋理事 美浜区:篠塚会長、神尾事務局長、福永事務局長

民主的なPTA活動のために ～学校と連携して取り組みましょう～

PTA等が任意加入団体であることを どう伝えるか



PTA 活動では、防犯・防災などのパトロール、運動会・体育祭の人的・物的支援やバザーなど、これまで様々な協力や支援をしてきました。子どもたちの教育環境をより良いものとするためには、学校だけをお願いするのではなく、今後もより多くの保護者の方々にその趣旨を理解していただき、参加していただきたいものです。

しかし、PTA はあくまで任意加入団体であるため、入学説明会などで加入を勧める際に、加入は任意である旨を伝えたうえで、協力をお願いすることが必要です。会長挨拶で「PTA は任意加入ですが、子どもたちのためにぜひPTA 活動にご協力お願いします」と説明し、「PTA のお誘い（手引き）※」を配布している学校もあります。時に、非加入の意思を示している方への勧誘によりトラブルになるケースがありますので、次の項目を参考に配慮してください。

※お誘い（手引き）とは「本校PTA の目指すもの、本校PTA と地域・関係団体とのつながり、組織図、主な活動内容、役員について」などを書いたものです。市P連では各学校の実践例を収集していますのでご相談ください。

PTA加入の意思確認をどうするか

「入学＝加入」ではなく保護者の意思表示（同意）が必要です。本来は加入申込書等の書面で確認することが有効ですが、これまでの学校実情や地域性もありますので、加入の確認方法や同意書の取り方については、学校と会長・役員でよく相談してください。

あくまで、自校のPTAの趣旨、活動内容をお知らせした上で加入のお願いをし、その手続き等（方法、問い合わせ窓口等を含む）を保護者がわかるように説明してください。以下の例を紹介します。

- 例1) 会長名で発信した「本校PTAの活動内容と役割・意義」という説明の文書の後に、「PTAの趣旨に賛同し加入します・加入しません」の選択肢をつけ、集金袋に同封し回収する。
- 例2) 同意書という正式な形ではないが、「会費の納入をもって加入の意思確認とします」という文言を入れておく。この場合、未収金の方には忘れていいのか未加入なのか、どのように確認するかを学校と相談する。

PTAで使用する名簿等の提供をどうするか

平成29年5月30日「改正個人情報保護法」が施行されました。本来は、名簿はPTA等が自ら収集した情報により作成することが理想です。ですが、実際にはとても難しいものです。そこで、学校とよく相談し、年度初めに行う学校だよりへの写真掲載等の承諾と一緒に、使用目的を明記したうえで保護者の承諾を得ておくことが考えられます。

例) 年度初めに、使用目的とともに児童生徒氏名等の提供のお願いをし、もし差支えのある場合は、問合せ先（多くは教頭先生）に連絡してほしいと書いておく。

最後に、私たちPTAと学校がしっかりとタッグを組んでこそ、子どもたちを守れると考えます。また、PTA組織がしっかりとしている学校は、何かあった時でも先生方が安心して教育活動にあたれると聞きます。難しい局面も皆で知恵を絞り、できることを無理なく楽しくやっていきましょう！